

留学ジャーナル 旅行取引条件書

本条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める「取引条件の説明」および同法第 12 条の 5 に定める「書面の交付」に関する一部となります。お申し込みいただく前に、この条件書を必ずお読みください。

1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、株式会社留学ジャーナル(東京都新宿区信濃町34 JR信濃町ビル6F 観光庁長官(旧:国土交通大臣)登録旅行業第1695号(以下「当社」といいます))が企画・募集し実施する企画旅行で、旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。
- (2) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるように手配し、旅程管理することを引き受けます。当社は自ら旅行サービスの提供をするものではありません。
- (3) 旅行契約の内容・条件は、募集広告(パンフレット等)の各コースに記載されている条件のほか、海外企画旅行取引条件説明書面、本旅行取引条件書、出発前にお渡しする確定日程表(最終日程表)ならびに当社の旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)等(以下「当社約款」といいます)によります。

2. 旅行の申込方法と契約の成立

- (1) ご来店のお申し込みの場合、当社および当社の受託営業所(以下、「当社ら」といいます)にて、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、お一人様につき申込金 50,000 円または旅行代金全額を添えてお申し込みいただきます。申込金は、旅行代金、取消料または違約料のそれぞれの一部または全部として取り扱います。
- (2) 当社らは、電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受け付けることがあります。この場合、予約の時点では旅行契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込書の提出と申込金の支払いがない場合は、当社らは予約がなかったものとして取り扱います。
- (3) 申込書と申込金の提出があったときは、旅行契約の締結の順位は、当該予約の受付順位によります。
- (4) 申込金は、旅行代金の一部として繰り入れます。また、お客様の任意による解除のときは、所定の取消料の一部として取扱い、所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、所定の違約料の一部として取り扱います。
- (5) 当社が申込書と申込金を受領し、契約の締結を承諾したときに旅行契約が成立します。
- (6) お申し込みの時点において、満席、満室その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社らはその旨を説明し、お客様の承諾を得て、お客様が「取消待ち」状態でお待ちいただける期限を確認し、予約可能にむけて努力することがあります(以下「ウェイティング登録」といいます)。その際、申込書の提出および申込金と同額を預り金として申し受けます。

当社らは、予約が完了した場合、すみやかにその旨を通知します。お客様が承諾した時点で契約の成立となり、預り金を申込金として取り扱います。ただし、当社らが予約が可能となった旨を通知する前にお客様より「ウェイティング登録」の解除の申し出があった場合、またはお待ちいただける期限までに結果として予約が不可能な場合は、預り金を全額払い戻しします。なお、「ウェイティング登録」は予約申込みの完了を保証するものではありません。予約完了できなかった場合は、当社は当該預り金を全額払い戻しします。ただし、銀行振込みの場合、振込手数料はお客様のご負担になります。

- (7) 当社指定の銀行口座への申込金の振込みがあった場合には、当社の領収書は、銀行の発

行する振込金受領書をもってかえさせていただきます。

3. 申込条件

このプログラムは、一般的な海外観光旅行ではなく、国際交流教育プログラムの一環として行われます。プログラムの主旨・条件を十分ご理解の上、お申し込みください。

- (1) 心身ともに健康で法令、公序良俗、旅行先国での規則および秩序等が守れる方。研修の目的を理解し、英語でコミュニケーションをとる意欲が十分ある方。保護者の方の十分な理解と同意を得ている方。
- (2) 年齢およびその他条件が、当社らおよび現地受入機関の指定する条件に合致しない場合、参加をお断りする場合があります。未成年の方は保護者の同意書が必要です。
- (3) 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨をお申し込み時にお申し出ください。当社らは、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じますが、医師の診断書を提出していただく場合があります。また、現地事情や関係機関などの状況により、旅行の安全かつ円滑な実施のためにコースの一部について内容を変更させていただくか、またはご負担の少ない他の研修プログラムをお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。
- (4) 当社らは、本項(1)(2)(3)の事由で当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、申込日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。
- (5) お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断または治療を必要とする状態になったと当社らが判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため、必要な措置をとることがあります。これにかかる一切の費用は、お客様のご負担となります。
- (6) お客様の都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件(手配旅行契約)でお受けすることがあります。
- (7) お客様が他のお客様や現地受入機関に迷惑を及ぼし、または団体プログラムの円滑な実施を妨げるおそれがあると当社らが判断する場合は、お申し込みをお断りする場合があります。
- (8) その他、当社らの業務上の都合でお申し込みをお断りすることがあります。
- (9) 日本以外の国籍をお持ちのお客様は、別途の手續・手配等が必要となる場合がありますので、必ず申し込み時にお申し出ください。

4. 渡航手続

ご旅行に要する旅券、査証、再入国許可書および各種証明書の取得、予防接種証明書などの渡航手続は、お客様ご自身で行っていただきます。ただし、当社らは、所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続の一部または全部の代行を行う場合があります。この場合、当社らはお客様ご自身に起因する事由により、旅券・査証の取得、関係国への出入国が許可されなかったとしてもその責任は負いません。

5. 旅行契約内容の変更

当社らは、旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、テロ行為、日本または外国の官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他当社らの関与し得ない事由が生じた場合、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由および当該事項との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容、その他の募集型企画旅行計画の内容(以下「契約内容」といいます)を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後にご説明いたします。

また、プログラムの性質上、現地受入機関の事情により、訪問先、活動内容およびスケジュールの変更等が生じることがあります。これらの理由により変更が生じた場合は、旅程保証に定める損害賠償金は支払いいたしません。

6. 旅行代金の変更

当社は、旅行契約締結後は、次の場合を除き、旅行代金および追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が、パンフレットの基準期日以降、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その範囲内で旅行代金を変更することがあります。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日を起算日として15日前にあたる日より、それ以前にお客様に通知いたします。
- (2) 当社は、本項(1)の定めるところにより旅行代金を減額するときは、利用する運送機関の運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。
- (3) 第5項により、旅行契約内容が変更（運送・宿泊機関等が契約内容の旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の設備の不足が発生したことによるものは除きます）されたことによって、旅行実施に要する費用が増加または減少するときは、その範囲内において旅行代金を変更することがあります。
- (4) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰する事由によらず利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金を変更することがあります。

7. コースの変更・お客様の交替

コースの変更を希望される場合、当初お申し込みのコースを取消して新たなコースを申し込むものとなります。従いまして、お客様の都合によるコース変更は、当初お申し込みのコースの取消とみなし、第8項の規定に基づき所定の取消料を申し受けます。プログラムの特性上、お客様の交替はできません。

8. 旅行契約の解除・払い戻し

(1) 旅行開始前

①お客様の解除権

ア. お客様は次の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、表でいう「旅行契約の取消日」とは、お客様が「当社」のそれぞれの営業日、営業時間内に取消をする旨をお申し出いただいたときを基準とします。なお、契約内容の取消は、必ず書面にて当社までお申し出ください。当社がその書面を受領した時点で正式の取消として取り扱います。

※注「特定日」(4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7)に旅行を開始する旅行「特定日」以外に旅行を開始する旅行

旅行契約の取消日	取消料
旅行開始日が特定日の場合、旅行開始日の前日を起算日として40日前にあたる日以降旅行開始日の31日目にあたる日まで	旅行代金の10%
旅行開始日の前日を起算日として30日前にあたる日以降～旅行開始日の3日前にあたる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前々日から旅行開始日当日（旅行開始前）	旅行代金の50%
旅行開始後または無連絡不参加	旅行代金の100%

- イ. お客様は、次に掲げる場合においては、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
 - a. 第 5 項に基づき、旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第 16 項の表左欄に挙げるものその他重要なものである場合に限ります。
 - b. 第 6 項に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。
 - c. 天災地変、戦乱、暴動、テロ行為、日本または外国の官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、その他の事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となる可能性が極めて高いとき。
 - d. 当社らがおお客様に対し、海外企画旅行取引条件説明書面に記載している「確定日程表」および「滞在先のお知らせ」を同書面に規定する日までお渡ししなかったとき。
 - e. 当社らの帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。
- ウ. 当社は、本項「(1)の①のア」により旅行契約が解除されたとき、すでに受理している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引き、払い戻しをいたします。取消料が申込金で賄えないときは、その差額を申し受けます。
また本項「(1)の①のイ」により旅行契約が解除されたときは、すでに受理している旅行代金（あるいは申込金）全額を解除日の翌日から起算して 7 日以内に払い戻しいたします。
- エ. 日程に含まれる地域について、外務省から「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が出された場合、当社は原則として旅行催行を取りやめます。ただし、十分な安全措置を講ずることが可能な場合は旅行を実施いたしますが、お客様の事由により旅行を取消されるときは、所定の取消料が必要となります。

②当社の解除権

- ア. お客様が海外企画旅行取引条件説明書面に規定する期日までに旅行費用を支払われない場合、当社は当該期日の翌日に旅行契約を解除します。このときは、本項「(1)の①のア」に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- イ. 当社は、次に掲げる場合において、お客様に説明の上旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
 - a. お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他の参加者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - b. お客様が病気その他の事由により、旅行に耐えられないと当社が認めるとき。
 - c. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体プログラムの円滑な実施を妨げる恐れがあるとき。
 - d. お客様の人数が契約書面に記載された最少催行人員に満たないとき。この場合は 4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7 に旅行開始するときは、旅行開始日の前日を起算日として 33 日前にあたる日よりそれ以前に、また同期間以外に旅行開始するときは旅行開始日の前日を起算日として 24 日前にあたる日より、それ以前に旅行中止のご通知をいたします。なお、この場合における通知方法は、郵便による通知方法、または電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信の技術を利用する方法をもって通知することとなります。
 - e. スキーを目的とする旅行における降雪量不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が明らかに成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
 - f. 天災地変、戦乱、暴動、テロ行為、日本または外国の官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、その他当社が関与し得ない事由により契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- ウ. 当社は、本項「(1)の②のア」により旅行契約を解除したときは、すでに受理している旅行代金（あるいは申込金）から違約料を差し引いて払い戻しいたします。

また、当社は本項「(1)の②のイ」により旅行契約を解除したときは、すでに受理している旅行代金（または申込金）の全額を払い戻しいたします。

(2) 旅行開始後

①お客様の解除・払い戻し

- ア. お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- イ. お客様の責に帰さない事由により、確定日程表に従った旅行サービスの提供を受けられない場合、お客様は当該不可能となった旅行サービス提供に関わる部分の契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能となった当該旅行サービスの提供に関わる部分をお客様に払い戻しいたします。

②当社による解除・払い戻し

- ア. 当社は、次に掲げる場合においてお客様にあらかじめ理由を説明し、旅行契約を解除することがあります。
 - a. お客様が病気その他の事由により旅行の継続に耐えられないと当社が認めるとき。
 - b. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するために必要となる引率者や研修先機関等の指示に従わないなど、団体行動の規律を乱し、また当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げる恐れがあるとき。
 - c. 天災地変、戦乱、暴動、テロ行為、日本または外国の官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、その他の当社の関与し得ない事由により、旅行の継続が不可能となったとき。
- イ. 本項「(2)の②のア」の規定に基づいて旅行契約を解除したとき、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様がすでに提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとし、
当社は、旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに関わる部分の費用から、当社および当該旅行サービス提供者に支払いまたはこれから支払うべき取消料・違約料、その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。
- ウ. 本項「(2)の②のアの a、c」により当社らが旅行契約を解除したときであっても、お客様の求めに応じて出発地に戻るための必要な手配をいたします。この場合に要する一切の費用は、お客様のご負担となります。

9. 旅行代金の払い戻しの時期

- (1) 当社は、「第6項(2)(3)(4)の規定により旅行代金を減額した場合」または「第8項の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除にある払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額または旅行開始後の解除による払い戻しにあっては、パンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。
- (2) 本項(1)の規定は第12項（当社の責任）または第14項（お客様の責任）で規定するところにより、お客様または当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

10. 旅程管理

当社は、旅行者の安全かつ円滑な旅行実施を確保するために、お客様に対し、次に掲げる業務を行います。ただし、当社らがお客様とこれと異なる特約を結んだ場合は、この限りではありません。

- (1) お客様が旅行中に旅行サービスを受けることができない恐れがあると認められるときは、契約内容に沿った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ず

ること。

- (2) 本項(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨に適うものとなるように努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが、当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

1 1. 添乗員等

- (1) 当社は、旅行の内容により添乗員その他の者（以下「添乗員等」という）を同行させ、第 10 項に掲げる業務、その他当該業務に付随して当社が必要と認める業務の全部または一部を行わせることがあります。
- (2) 添乗員等の同行の有無は、パンフレットに明示してあります。添乗員等が同行しない場合は、現地において当社に代わって手配を代行させるもの（以下「手配代行者」という）により本項(1)の業務を行わせ、その者の名称および連絡先は確定書面に明示いたします。
- (3) お客様は、旅行開始から旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従っていただきます。お客様が添乗員等の指示に従わず、団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げた場合、旅行の途中であっても、そのお客様の以降の旅行契約を解除することがあります。
- (4) 添乗員等の業務は、原則として 8 時から 20 時までとします。

1 2. 当社の責任

- (1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社または手配を代行させたもの（以下「手配代行者」といいます）の故意または過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の翌日から起算して 2 年以内に当社らに対して通知があった場合に限りです。
- (2) 当社または手配代行者の故意または過失がなく、お客様が次に例示するような事由により損害を被られたときは、本項(1)の責任を負うものではありません。
 - ア. 天災地変、戦乱、暴動、テロ行為、またはこれらのために生じる旅行日程の変更、短縮もしくは中止
 - イ. 運送、宿泊機関等の事故、火災等による損害、またはこれらのために生じる旅行日程の変更、短縮もしくは中止
 - ウ. 日本または外国の官公署の命令または伝染病による隔離、またはこれらのために生じる旅行日程の変更、短縮もしくは中止
 - エ. 自由行動中の事故
 - オ. 食中毒
 - カ. 盗難
 - キ. 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更等、またはこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在期間の短縮
- (3) 手荷物の損害については、本項(1)の規定にかかわらず損害発生の翌日から起算して 21 日以内に当社らに対して通知があった場合に限り賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず、当社が行う賠償額はお一人あたり最高で 15 万円までといたします。ただし、現金、貴重品、重要書類、撮影済みのフィルム、その他壊れ物については賠償の責任を負いません。

1 3. 特別補償

- (1) 当社は、前項(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社の約款特別補償規程に基づき、お客様が当社の募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命や身体に被られた一定の損害につきましても、お客様または法定相続人に死亡補償金、後遺障害および入院見舞金（以下、「補償金等」といいます）を、また、手荷物に

対する損害につきましては損害補償金をお支払いいたします。なお、当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途料金を収受して当社が実施する企画旅行（オプションツアー）については、主たる旅行契約の一部として取り扱います。

- (2) 当社が、本項(1)に基づく補償金等の支払い義務と第12項(1)により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときは、その金額の限度において補償金等の支払義務および損害賠償義務ともに履行されたものとします。
- (3) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意および過失、無免許もしくは酒酔い運転、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金等を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

14. お客様の責任

お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当該旅行の約款の規定を守らないことにより当社らが損害を受けた場合、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

15. オプションツアーまたは情報提供

- (1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社が実施する企画旅行（以下「当社企画のオプションツアー」といいます）の第13項（特別補償）の適用については、当社は主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社企画のオプションツアーは、パンフレット等で「旅行企画：当社」と明示します。
- (2) オプションツアーの主催者が当社以外の現地法人である旨をパンフレットで明示した場合には、当該オプションツアー参加中にお客様に発生した第13項（特別補償）で規定する損害に対して、当社は同項の規定に基づき損害賠償金を支払います。ただし、当該オプションツアーの催行にかかわる主催者の責任およびお客様の責任は、すべて当該オプションツアーが催行される現地法人および当該主催者の定めによります。
- (3) 当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中のお客様に発生した損害に対して、当社は第13項（特別補償）は適用しますが、それ以外の責任を負いません。

16. 旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更（ただし次の①②③④⑤⑥⑦で規定する変更を除きます）が生じた場合、旅行代金と同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について、当社に第13項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らか場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部または一部として支払います。
 - ①次に掲げる事由による変更の場合、当社は変更補償金を支払いません（ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います）。
 - ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候・天災地変
 - イ. 戦乱
 - ウ. 暴動・テロ行為
 - エ. 日本または外国の官公署の命令
 - オ. 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
 - カ. 遅延、運送スケジュールの変更等、当初の運行計画によらない運送サービスの提供
 - キ. 旅行参加者の生命または身体の安全確保のために必要な措置

- ②第8項の規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更
- ③次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更であっても、最終日程表に記載した日程からの変更で、募集パンフレットに記載した範囲内の旅行サービスへの変更である場合は、当社は変更補償金を支払いません。
- ④次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更であっても、「最終日程表に記載した滞在先が受け入れ機関の都合により変更になった場合でも、範囲内の旅行サービスへの変更、つまり規定の研修が受けられる場合」は、当社は変更補償金を支払いません。
- ⑤募集パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
- (2) 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様一人に対して1旅行につき旅行代金に15%乗じて得た額を上限とします。また、お客様一人に対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
- (3) 当社が本項(1)の規定により変更補償金を支払った後に、当該変更について第12項(1)の規定に基づく責任が明らかとなった場合、お客様は当該変更に係わる変更補償金を返還していただきます。この場合、当社は、第12項(1)の規定に基づき、当社が支払うべき損害賠償金と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。
- (4) 当社がお客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いにかえ、同等価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率	
	旅行開始前	旅行開始後
①契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②契約書面に記載した入場する観光地または観光施設（レストランを含みます）その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③契約書面に記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級および設備の料金の合計額がパンフレットに記載した等級および設備のそれを下回った場合に限りです）	1.0%	2.0%
④契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更	1.0%	2.0%
⑥契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備または景観の変更	1.0%	2.0%
⑦上記の①～⑥に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1：「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降にお客様に通知した場合をいいます。

注2：1件とは、運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1該当事項毎に1件とします。

注3：④または⑥に掲げる変更が1乗車船または1泊の中で複数生じた場合であっても1乗車船または1泊につき1変更として取り扱います。

注4：⑦に掲げる変更については、①～⑥の利率を適用せず、⑦の利率を適用します。

- (5) ホストファミリー（受入家庭）は、その国や地域の一般家庭の中から選ばれます。そのため、家族構成、年齢、職業、宗教、人種、国籍、民族的背景、生活様式などは各家庭によりさまざまです。ホテルではありませんので、必ずしも同じタイプの家庭ばかりではありません。本プログラムでいう「ホストファミリー」とは、「参加者を受け入れることができる人がいる家庭」を意味しますので、家族構成は一人住まいから複数の家庭までさまざまです。旅行開始後、参加者の希望によるホストファミリーの変更は特別な事情がない限り認められません。ただし、受入機関の判断で特別に変更が認められることもあります。

ホストファミリー決定の時期は、通常ご出発の10日～5日前ですが、ホストファミリーは、現地で日常生活を送っている一般家庭から選ばれますので、不慮の事故や病気・急用などのファミリー側のやむを得ぬ事情で、出発前・出発後にかかわらず、お知らせしていたホストファミリーが急遽変更となることがあります。ホストファミリーの

変更が生じた場合、当社は現地受入機関からの連絡を受け、確認ができ次第、速やかにその変更内容を日本の連絡先に連絡いたします。この場合、現地受入機関との時差・通信連絡・当社の営業日などの種々の事由により、やむを得ず、実際にホストファミリーが変更された日を過ぎてから通知する場合があります。

当社からお伝えするホストファミリーに関する案内は、ホストファミリーが現地受入機関に申告した時点での家庭状況であり、稀に参加者が同家庭に実際に滞在する時点の同家庭状況とは異なる場合があります。

ホストファミリーは、現地で日常生活を送っている一般家庭から選ばれますので、家庭それぞれの生活パターンがあります。一般的な行動スタイルとは異なる時間帯（深夜・早朝等）や、ホストファミリー側の予定を無視した個人的な依頼は慎んでください。

また、外国の一般家庭での滞在になりますので、生活習慣、考え方が違うこともあります。日本とは異なる文化を体験し、世界的な視野を広げるのもホームステイ参加の目的の一つです。それゆえ、異なる文化を受け入れる心構えをもってご参加ください。また、原則として、ホームステイ先での家族との会話はすべて英語になりますので、英語でコミュニケーションをとろうとする意欲と向学心をもってご参加ください。

17. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件の基準期日と旅行代金の基準期日については、パンフレット等に明示した日となります。

本条件書の各項にいう旅行代金とは、募集広告またはパンフレット等に旅行代金と表示した参加コースの金額および当該コースの追加代金、または割引代金として表示した金額をいいます。この合計金額は第2項の申込金、パンフレットに定める取消料、第16項の変更補償金の額を算出する際の基準となります。

18. 総合旅行業務取扱管理者

当社は、本旅行に関する問い合わせ窓口として、総合旅行業務取扱管理者を各受託営業所に配置し、その氏名等は各パンフレットに掲載しています。

19. その他

- (1) お客様のけが、疾病などの発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたとき、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- (2) 当社は、いかなる場合にも旅行の再実施はいたしません。
- (3) 当社らの募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のFFP(Frequent Flyer Program=マイレージプログラム)を受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問い合わせや登録等は、お客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更によりお客様が受ける予定であった同サービスが受けられなかった場合、理由の如何にかかわらず、当社は責任を負いません。
- (4) この旅行にご参加のお客様は、必ず海外旅行傷害保険にご加入ください。
- (5) この条件に定めのない事項は当社募集型企画旅行約款によります。

20. 個人情報の取扱いについて

当社では、個人情報保護法に基づき、プライバシーポリシー（個人情報保護方針）においてお客様の個人情報の取得および利用、利用目的、第三者提供、管理、照会、開示、変更、削除等については以下の通り取り扱います。

- (1) 個人情報の取得および利用について

当社は、適法かつ公正な手段によって個人情報を取得し、以下に記す利用目的の範囲内で業務の遂行上必要な限りにおいて利用いたします。当社は、個人情報を第三者との間で共同利用し、または個人情報の取扱いを第三者に委託する場合には、当該第三者につき厳重な調査を行った上、秘密を保持させる為に適正な監督を行います。

(2) 個人情報の利用目的について

本旅行に関する相談、留学相談、申し込み、留学ならびに旅行商品およびサービスをご利用いただく際、お客様の名前、年齢、生年月日、住所、電子メールアドレス、電話番号、ファクシミリ番号、勤務先または身分証明書等の個人情報のご提供をお願いする場合があります。これは、ご希望される留学・旅行商品やサービスを当社が提供する際に必要となる情報です。またお申し込みされた際には、旅行先や留学先となる学校・研修期間等への入学手続き上必要となる、日本でのお客様の最終学業成績、健康診断書、財政証明書等のご提出をお願いする場合があります。さらに運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配およびそれらのサービスを受領するための手続に必要な範囲内で利用します。いずれの場合も、必要最低限の事項を除き、お客様の個人情報を当社へご提出いただくか否かについては、お客様自身が選択できるものであり、お客様に判断を委ねます。その他、当社では、よりよい留学・旅行商品の開発のためのマーケット分析やアンケート調査、そして当社および当社と提携する企業やグループ会社の商品・サービスのご案内等をお客様にお届けするため、あるいは、旅行終了後や留学帰国後のご意見やご感想の提供をお願いするなど、お客様の個人情報を利用していただく場合があります。なお、お客様からご提供いただけない個人情報の内容によっては、当社の商品・サービスをご利用いただけない場合があります。

(3) 個人情報の第三者提供について

当社は、法令に定める場合を除き、個人情報を事前にお客様の同意を得ることなく第三者に提供いたしません。当社は、お客様へ旅行商品・留学商品・サービスを提供する上で必要と判断した場合は、お客様からご提供いただいた、お客様の名前、年齢、生年月日、住所、電子メールアドレス、電話番号、ファックス番号、勤務先または身分証明書等の個人情報を、あらかじめ当社との間で秘密保持契約を結んでいる企業（航空会社、ビザ代理申請会社、現地手配会社などの業務委託先）等へ開示いたします。ただし、次のいずれかの場合を除いて、お客様からご提供いただいた個人情報を第三者へ開示することはありません。次の(2)項と(3)項のような例外事項につきましては、開示する場合、個人情報保護管理者の責任の下において行います。

- ① 客様ご本人が個人情報の開示に同意している場合
- ② 法令により開示が求められた場合
- ③ お客様本人または公衆の生命、健康、財産などの利益を保護するために必要な場合
- ④ 統計資料等のように個人を特定することが不可能な状態で開示する場合

(4) 個人情報の管理について

当社は、個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理します。個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損および漏洩などを防止する為、不正アクセス、コンピュータウィルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講じ、合理的な範囲内で適切な安全対策を講じます。また当社は、個人情報を持ち出し、外部への送信等による漏洩を防止します。ご提供いただいた個人情報の内容を、お客様の同意を得ずして変更することを行わず、お客様からご提供いただいた情報の処理を外部企業に委託する場合も同様です。

(5) 個人情報の照会・開示・訂正・利用停止・削除について

当社は、お客様が自己の個人情報について、照会・開示・訂正・利用停止・削除等を求める権利を有していることを認識し、これらの要求がある場合は、異議なく速やかに対応します。その際は、個人情報のご提供者ご本人であることを確認させていただきます。なお、ご要望に従って個人情報を変更、利用停止、削除等した場合は、当社の商品・サービスを利用できない場合があります。

(6) 個人情報保護管理者

当社では、個人情報保護管理者を次の通り定めています。

管理本部
本部長 矢島和雄
連絡先:03 - 5312 - 4421 (代) (平日のみ 10:00～ 18:00)

08.10.30 Ryugaku Journal Inc.